

## 一般国道の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

広島市  
国土交通省

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、広島市と国土交通省双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を広島市と協議すること

を前提に、一般国道の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

### 記

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

- ① 早期の移管が可能と見込まれるもの・・・（該当なし）
- ②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長 (km)	備考
2号	広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 中野東	12	・東広島バイパス・安芸バイパスの現道 ・東広島バイパス・安芸バイパス（西条バイパス～広島南道路）の暫定供用後に移管が可能と見込まれるもの ※東広島バイパス（海田工区）及び広島南道路（明神工区）の整備を含む
2号	広島市安芸区 船越南	広島市西区 井口	17	・広島南道路の現道 ・広島南道路（東広島バイパス～西部IC）の暫定供用（太田川・元安川渡河部の一般部橋梁の整備を含む）および係争中の国道2号裁判の解決後に移管が可能と見込まれるもの
54号	広島市安佐北区 可部南	広島市安佐北区 大林町	8	・可部バイパス（可部南から大林アクセス道路まで）の現道 ・可部バイパス（可部南～大林アクセス道路）の暫定供用後に移管が可能と見込まれるもの
54号	広島市安佐北区 大林町	広島市安佐北区 大林町	1	・可部バイパス（大林アクセス道路から上根バイパスまで）の現道 ・可部バイパス（大林アクセス道路～上根バイパス）の暫定供用後に移管が可能と見込まれるもの
合計			38	

※上記区間の移管は、バイパス区間が暫定2車線で整備され、現道の交通渋滞や騒音等が改善されていることが条件。

※延長の合計値は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長 (km)	備考
2号	広島市安芸区 上瀬野	広島市安芸区 中野東	1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島バイパス・安芸バイパス</li> <li>・国道2号東広島バイパス、安芸バイパスについて、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する</li> </ul>
2号	広島市安芸区 矢野新町	広島市西区 商工センター	1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島南道路（市域外除く）</li> <li>・国道2号広島南道路について、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する</li> </ul>
2号	広島市西区 井口	広島市佐伯区 屋代	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西広島バイパス</li> <li>・国道2号西広島バイパスについて、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する</li> </ul>
54号	広島市中区 大手町	広島市安佐北区 大林町	2.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可部バイパス・祇園新道・佐東拡幅の残区間を含む</li> <li>・国道54号の当該区間について、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する</li> </ul>
31号	広島市安芸区 矢野東	広島市安芸区 矢野西	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道31号の当該区間について、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する</li> </ul>
31号	広島市南区 仁保	広島市南区 仁保沖（坂町境）	0.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島呉道路の市域区間</li> <li>・国道31号広島呉道路の当該区間について、国は「全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき」であると考えているのに対し、広</li> </ul>

				島市は「市域内における全ての道路（高速自動車国道を除く）に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること」と考えており、当該道路の性質等を勘案して調整を行い、移管の可能性について引き続き協議する
合計			57	

※延長の合計値は、四捨五入の関係で合わない場合がある。